

## 災害時における居室等を設備した車両の提供に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）、株式会社 LAC ホールディングス（以下「乙」という。）と株式会社アネックス（以下「丙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害時（以下「災害時」という。）における車両提供に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第 1 条 本協定は、甲、乙及び丙が災害時において、甲の要請に基づき乙及び丙が実施する車両（居室等を設備した車両。以下同じ。）提供による支援協力（以下「本協力」という。）について、円滑かつ適切な実施を行うに際し、必要な事項を定めるものである。

### （協力の内容）

第 2 条 甲が乙及び丙に要請する本協力（以下「協力要請」という。）の内容は以下のとおりとする。

- (1) 他府県への災害派遣の際の車両の提供等
- (2) 大阪市が被災した場合における応援職員の車両の提供等
- (3) その他甲、乙及び丙が協議のうえ決定する緊急性のある災害活動に係る車両の提供等

2 乙及び丙は、本条第 1 項の要請を受けて本協力を実施するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

### （協力の要請手続及び提供）

第 3 条 甲は、災害時に必要があると認めるときは、乙及び丙に対し協力要請するものとし、乙及び丙は可能な範囲で要請に応じるものとする。なお、乙及び丙は要請に応じる法的義務を負うものではないことから、乙及び丙が被災したこと等により協力ができない場合は、その旨を甲に通知するものとする。

2 前項に規定する甲による乙及び丙に対する協力要請は、車両提供要請書（別記第 1 号様式）の提出により行うものとする。但し、緊急を要する場合であって、当該要請書を事前に提出することができない場合、甲は、口頭あるいは電話等の手段により要請することができるものとする。なお、この場合において、甲は、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 乙及び丙は、甲から車両の提供要請があったときは、できる限り速やかに必要な台数を整え、提供するものとする。

4 車両は、原則として甲が指定する場所へ車両を提供するものとする。ただし、乙又は丙は、甲が指定する場所に車両を提供できない場合は、自ら車両を提供する場所を指定できるものとする。

5 甲が乙及び丙に対して車両提供を要請する場合は、当該輸送に使用する車両（自走の場合は提供される車両）を緊急又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

6 甲が乙及び丙から車両の提供を受けるときは、当該車両等に係る運転者の運転免許証を乙及び丙に提示するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により報告し、後日速やかに運転免許証を提示するものとする。

(報告)

第4条 乙及び丙は、本協力が終了した場合、車両提供報告書（別記第2号様式）により、甲の定める期限までに報告を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により甲に報告し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(安全の確保)

第5条 甲は、本協力を実施する乙及び丙の構成員に対し、本協力の内容に応じ、安全の確保に十分配慮するものとする。

(費用負担)

第6条 本協定書に基づく車両の提供に要した経費については、甲が負担するものとする。費用の額については災害発生直前の適正な価格を基準とし、甲、乙及び丙で協議し決定するものとする。

- (1) 基本料金
- (2) 免責保証料
- (3) 特別装備料
- (4) 燃料代
- (5) 配車引取料
- (6) その他の料金

(損害賠償等)

第7条 乙及び丙が甲に提供する車両は、必要な保険に加入しているものとし、甲は、本協力の実施に伴い、第三者若しくは乙又は丙に損害を及ぼした場合は、別途確認書に基づき、賠償等の決定を行うものとする。

2 甲、乙及び丙は、本協力の実施に伴い、甲、乙及び丙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は提供された車両等に損害が生じた場合、その措置については甲、乙及び丙で協議の上、決定するものとする。

(連絡体制)

第8条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては大阪市危機管理室応急対策担当課長とし、乙においては代表取締役会長、丙においては代表取締役とする。

2 甲及び乙との連絡調整並びに甲からの要請に対する乙との調整は丙が行うこととする。

(情報の共有等)

第9条 甲、乙及び丙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報を共有

するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

（協議）

第 10 条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第 11 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して 1 年間とする。但し、有効期間満了日までに、甲、乙及び丙いずれからも本協定の終了についての意思表示がない限り、本協定はさらに 1 年間自動更新されるものとし、以降も同様とする。

（書類の保存）

第 12 条 乙及び丙は、本協定に基づき車両の提供を行った場合は、当該支援に係る書類の全てについて、車両の提供を行った年度の翌年度から起算して、5 年間保存するものとし、甲からの要請があればその書類を提示するものとする。

（個人情報の取扱い）

第 13 条 甲、乙及び丙は、本協定に基づき車両の提供を行う場合に取り扱う個人情報は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年 2 月 27 日 条例 5）、その他関係法令等に基づき適切に管理するものとする。

（変更及び解除）

第 14 条 甲、乙及び丙は、協議により本協定の全部又は一部を変更し、若しくは解除することができる。

本協定締結の証として、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名捺印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲：大阪市

大阪市長 横 山 英 幸

乙：株式会社 LAC ホールディングス

代表取締役会長 田 中 昭 市

丙：株式会社アネックス

代表取締役 田 中 昭 市